



令和6年2月22日
物流・自動車局
審査・リコール課

自動車の装置の製作者に対する聴聞の実施について

自動車の装置の型式指定を取り消すにあたり、道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記のとおり装置製作者に対する聴聞を行います。

記

1. 対象となる装置製作者
株式会社豊田自動織機

2. 予定される不利益処分内容及び原因となる事実
別紙のとおり

3. 聴聞の期日及び場所

- 期日：令和6年2月29日（木） 13：00
- 場所：中央合同庁舎第3号館8階 物流・自動車局第一会議室
（東京都千代田区霞が関2-1-3）

4. 取材

- 聴聞は公開いたしますので、傍聴を希望される方は、2月27日（火）17：00までに、以下のとおりメールにてご連絡の上、当日12：45までに8階エレベーターホールにご参集ください。

件名：装置製作者に対する聴聞

本文：氏名（ふりがな）、所属、電話番号

送付先：hqt-jidosha-chomon@gxb.mlit.go.jp

- カメラ撮りは冒頭のみ可能です。
- 会場の都合上、ムービーについては代表制とさせていただきます。
- 入退室に際しては、職員の指示に従っていただきますので、ご承知おきください。
- 装置製作者が出頭に代えて、陳述書及び証拠書類等を提出することとなった場合には、ご登録されたメールアドレス宛に事前にお知らせいたします。

（問い合わせ先）

物流・自動車局 審査・リコール課 小磯、木内、蛸原

代表：03-5253-8111（内線42313、42314）

直通：03-5253-8595